

要 旨

中国における基本医療保険制度の沿革と未来

－日中公的医療保険制度の比較研究を加えて－

顧 春 祥

中国の基本医療保障システムは都市従業員基本医療保険制度、都市住民基本医療保険制度、新型農村合作医療制度、都市と農村医療救助で構成されている。そのうち、都市従業員基本医療保険制度、都市住民基本医療保険制度と新型農村合作医療制度は基本医療保障もしくは基本医療保険制度と言う。

中国の基本医療保険制度は社会発展に応じて作られ、変化し続けている。建国（1949年）後、計画経済体制を導入し、農村と都市をはっきり区別する戸籍制度を確立した。このような社会背景の下で、労働保険医療制度、公費医療制度。及び農村合作医療制度が構成した医療保険制度は作られ始めた。1978年から、改革開放政策が始められ、中国は市場経済体制へ移行し、社会制度が大きく変わった。これまでの医療保険制度はうまく機能しなくなった。1990年代、中国の経済は高速成長し始めた。都市従業員基本医療保険制度、都市住民基本医療保険制度と新型農村合作医療制度は新たな医療保険制度として確立された。中国の基本医療保険制度が大きくこの三つの時期に区分できる：計画経済体制での医療保険制度（1949-1977年）、改革開発政策による医療保険制度の混乱（1978-1997年）、新型医療保険制度（1998年－今）である。

近年、中国は経済成長スピードが反落している（新常态と言われている）。内需拡大が必要な課題である。医療支出は人々の消費行動に大きく影響を与える。新常态に入った今の中国では、新型医療保険制度をいかに調整してより効率的にするのかというのは重要な課題になるだろう。また、新常态に入った今の中国では、より健全な、より公平な医療保険制度がまた果たすべき重要な役割があると言えるだろう。

日本と中国は経済状況と社会発展などが異なっているが、文化と高齢化社会問題などが似ている。日本においては公的医療保険制度が中国より整えられている。日本の先進公的医療保険制度を分析し、中国医療保険制度がより健全に改善するのに参考となる。また、日本では高齢社会による公的医療保険基金の負担が増大している。高齢化問題がより深刻になる将来の中国でもこの問題が現れるだろう。日本の公的医療保険制度を参考するのは中国の基本医療保険制度を改善するのに積極的な意味があるだろう。

本稿の仕組みは主に二つである。まず、先行研究を整理して紹介し、その問題と研究目的を明らかにし、中国の医療保険制度の沿革と内容を詳しく解釈したい。そして、中国の新型医療保険制度の問題点をいくつか指摘したい。次に、日本の医療保険制度の内容を紹介し、日中の医療保険制度の比較を通じて、中国の医療保険制度がより機能的で、より公平になれる改善策をいくつか提言したい。

中国の医療保険制度の沿革と内容を分析し、以下の問題点に分かる：①効率性：大抵の医療保険は戸籍地に限られているので、医療保障を受けるのが不便なところがある。そして、新型医療保険制度のデザインが保険の原則に一致していなく、「予防第一」という医療事業の目標にも背馳している。②公平性：新型農村合作医療制度は貧富の格差を広げる可能性がある。また、自由参加の形は参加しない人々が多いため、参加している人々の利益に損を与えている。③管理体制：新型医療保険制度で申請と実施する中で、ある意味で硬いところがあり、まだ多くの人々がカバーされていない。④財政問題：高齢化

と高くなりつつ医療費のため、医療財政が持たない恐れがある。これは日本と中国の公的医療保険制度が共有している課題である。

日本の医療保険制度の内容を理解し、日中の医療保険制度の比較研究に通じて、日中の公的医療保険制度の主な違いも分かる：①カバー範囲の違い：日本では、公的医療保険制度が強制参加と規定され、全国民がカバーされている。中国では、都市従業員医療保険制度だけが強制参加であり、新型農村合作医療制度と都市住民基本医療保険制度が自由参加と規定されている。中国の医療保険制度のカバー範囲が全国民ではないと言えよう。②給付できる医療費の内容と水準の違い：日本の医療保険制度が給付できる医療費の範囲が中国より大きい。日本では病院の窓口で直接に自己負担の部分を支払えばよいが、中国では入院費などの医療費が先払いしなければならない。日本の公的医療保険制度の給付率は大体70%程度であり、中国では給付率がより小さい。③法律上での違い：日本の公的医療保険制度についての法律が完備されている。中国では、国務院や人力資源と労働社会保障部門が公布した行政政策が多いが、医療保険制度についての法律がほばないである。

最後に、中国の新型医療保険制度に主に三つの改善提言をしたい。①強制参加になるべき、全国民をカバーすべきと思う。②受診料が給付範囲にすべき、給付率も上げるべきと思う。重病だけではなく、軽度や中度の疾病の医療費も給付されるべきと思う。そして、保険制度の原則から考慮し、個人口座の金額をどんどん減少し、社会プール基金の金額を増加すべきと思う。また、医療財政が維持できる前提条件で、徐々に給付率を上昇するべきと思う。そして、給付方式について、先払いの後に煩わしい申請をして給付されるのが辞めて、病院の窓口で直接に自分の負担額を支払うのがよいと思う。③医療保険制度についての法律を確立すべきと思う。